

寒川町統計調査員候補者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、国及び県からの委託並びに町が実施する各種統計調査(以下「統計調査」という。)における統計調査員の選任を円滑にするため、あらかじめ統計調査員の候補者を登録し、候補者の状況を的確に把握することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「統計調査員」とは、統計法(平成19年法律第53号)第14条に規定する統計調査員をいう。

2 この要領において「登録調査員」とは、この制度によって登録される統計調査員の本町における候補者をいう。

3 この要領において「登録調査員名簿」とは、登録調査員の情報管理のため作成した名簿をいう。

(登録)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる者の中から、適任者を登録調査員として登録し、登録調査員名簿により管理するものとする。

- (1) 公募に応募した者
- (2) 個人又は団体等から推薦のあった者
- (3) 調査員として経験ある者のうち、町長が適当と認めたもの

(登録調査員の条件)

第4条 登録調査員は、次の条件をすべて満たす者とする。ただし、町長が統計調査活動に支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 登録時に年齢が満20歳以上の者
- (2) 統計調査に対し責任をもって、調査事務を遂行できる者
- (3) 統計調査業務により知り得た秘密の保護について遵守できる者
- (4) 税務、警察及び選挙に直接関係のない者
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない者
- (6) その他調査活動に支障のない者

(登録の手続き)

第5条 登録調査員として登録を希望する者は、寒川町登録調査員登録申請書兼情報提供に係る同意書(第1号様式。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた者について登録する。この場合に、審査に面接を取り入れることができる。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を寒川町登録調査員登録済通知書(第2号様式)により本人に通知するものとする。

(登録の期間及び再登録)

第6条 登録調査員の登録期間は、登録の日から起算して5年を経過した以後における最初の年度末までとする。

- 2 前項の規定による登録期間が満了する前に、町長は、寒川町登録調査員再登録確認書兼変更届(第3号様式)により、登録調査員に対して、再登録に係る意向とともに申請書の記載事項の変更の有無について確認するものとする。
- 3 前項の規定による再登録に係る意向の確認に対して、登録調査員が再登録を希望する旨を申し出た場合にあっては、当該登録調査員は再登録されるものとし、再登録を希望しない旨を申し出た場合にあっては、当該登録調査員は再登録されないものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、寒川町登録調査員登録事項変更届(第4号様式)を町長に提出するものとする。ただし、前条第2項の規定による変更の確認に対して、登録調査員が変更内容を町長に提出した場合は、この限りでない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録調査員が次の各号に該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から寒川町登録調査員辞退届(第5号様式)が提出されたとき
 - (2) 第4条に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき
 - (4) 統計調査に従事するものとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき
 - (5) 病気、転居その他の事由により統計調査事務に従事しがたいと認められるとき
 - (6) 本人の死亡が確認されたとき
 - (7) 本人と連絡が取れない状態等、登録を継続しがたい事由があると認められるとき
- 2 町長は、前項の規定により登録の取消しを行った場合(同項第6号又は第7号に該当する場合を除く。)は、その旨を寒川町登録調査員取消通知書(第6号様式)により本人に通知するものとする。

(調査員の選任等)

第9条 町長は、統計調査員を選任又は推薦するときは、登録調査員から行う。ただし、統計調査を実施する場合の地域事情その他の事由により適格者を得られない場合は、この限りでない。

（調査の依頼）

第10条 町長は、前条の規定により選任又は推薦するときは、あらかじめ調査の内容、調査の日程等を明示し、本人の同意を得なければならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は令和6年6月11日から施行する。